

重 要 事 項 説 明 書

（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。小規模多機能型居宅介護サービスは要介護１～５、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは要支援１、２の方を対象とします。

この「重要事項説明書」は、箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年箕面市条例第１９号）第９２条第５項及び、箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成２５年箕面市条例第２０号）５４条第５項の規定に基づき、箕面市指定地域密着型及び箕面市指定地域密着型介護予防サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者氏名	理事長 行 松 英 明
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	箕面市白島三丁目５番５０号 （連絡先部署名） 企画・指導グループ （電 話 番 号） ０７２－７２４－８１６６ （ファックス 番 号） ０７２－７２４－８１６５
法人設立年月日	昭和４６年３月２５日

２ 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	白島荘小規模多機能型居宅介護事業所「ひねもす」
介護保険指定 事業者番号	箕面市指定 ２７９１４０００５０
事業所所在地	箕面市栗生新家三丁目１２番５号
連絡先 相談担当者名	電話番号 ０７２－７２９－６０５５ ファックス番号 ０７２－７２９－５５７１ 相談担当者 三 浦 陣 平
事業所の通常の 事業の実施地域	箕面市
利用定員	登録定員 ２７名 通いサービス １５名（１日あたり） 泊まりサービス ５名（１日あたり）
開設年月日	平成２０年４月１日

（２）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態あるいは、要支援状態になった場合においても、その利用者の居宅において、又はサービス拠点に通って頂くか、若しくは短期間宿泊して頂き、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じてその利用者の居宅において自立した日常生活を営むことができるように援助します。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者に対等な関係に基づき、他の居宅支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービス提供者との連携を密にし、地域福祉の拠点として利用者から信頼される事業所づくりを目指します

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年 中 無 休	
営業時間	通いサービス	午前 9 時～午後 5 時 3 0 分
	宿泊サービス	午後 5 時 3 0 分～翌日午前 9 時
	訪問サービス	2 4 時間

(4) 事業所の職員体制

管理者	三 浦 陣 平
-----	---------

職	職 務 内 容 及 び 勤 務 体 制	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 (兼務)
介護支援専門員	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ居宅サービス計画書及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書を交付します。 3 それぞれの利用者について、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に従ったサービスの実施状況の把握、目標の達成状況の記録及び、居宅サービス計画書及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名 (兼務)
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。	非常勤 3 名 (兼務)

介護職員	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤4名以上 (内2名兼務) 非常勤13名以上
------	--	-------------------------------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅サービス計画及び (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成		介護支援専門員が利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、居宅サービス計画(ケアプラン)及び、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
通い・宿泊サービス共通	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
通いサービス	利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合や、居宅サービス計画上、歩行介助等が適切であるとなった場合、同意をいただき、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	日常生活動作を通じた機能訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通して訓練を行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	外出・地域行事参加	屋外への散歩や外出、地域のお祭りやイベントへの参加の機会を提供します。
訪問サービス		利用者の自宅にお伺いし、日常生活が円滑に営まれるよう、確認・援助を行います。 ・訪問サービス実施の為に必要な備品(水道・ガス・電気を含む)等は無償で使用させていただきます。

(2) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。）

2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり 利

3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 利

4 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） 身

5 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為 所

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）全てを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じ利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担）をお支払い下さい。

※通い・訪問・宿泊全てを含んだ1ヶ月単位の包括費用額（定額）料金表

ご契約者の 要介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
費用合計	36,777 円	74,321 円	111,482 円	163,844 円	238,346 円	263,056 円	290,047 円
介護給付 (9割)	33,099 円	66,888 円	100,333 円	147,459 円	214,511 円	236,750 円	261,042 円
自己負担額 (1割)	3,678 円	7,433 円	11,149 円	16,385 円	23,835 円	26,306 円	29,005 円
介護給付 (8割)	29,421 円	59,456 円	89,185 円	131,075 円	190,676 円	210,444 円	232,037 円
自己負担額 (2割)	7,356 円	14,865 円	22,297 円	32,769 円	47,670 円	52,612 円	58,010 円
介護給付 (7割)	25,743 円	52,024 円	78,037 円	114,690 円	166,842 円	184,139 円	203,032 円
自己負担額 (3割)	11,034 円	22,297 円	33,445 円	49,154 円	71,504 円	78,917 円	87,015 円

※ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護1計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合、また小規模多機能型居宅介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合、及び登録者一人当たり平均回数が週4回に満たない場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100

となります。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

イ 初期加算（１日につき３０単位）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から換算して３０日以内の期間については、初期加算として１日につき３０単位の自己負担が必要となります。３０日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

ウ 認知症加算（下記に該当する方のみ）

・ 認知症加算（Ⅱ）（１月につき８９０単位）

日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）

・ 認知症加算（Ⅳ）（１月につき４６０単位）

要介護２に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）

※下記の加算については区分支給限度額の対象外となります。

エ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（１月につき３５０単位）

従業者の総数に対し、勤続年数が７年以上の者の占める割合が３０％以上、もしくは介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が４０％以上配置している際に算定をしております。

オ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（１月につき１２００単位）

心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協同により、随時、個別サービス計画の見直しを行っています。また、地域における多様な活動への参加の機会を提供できるよう、地域住民等との交流を図り、積極的に地域行事等に参加できる取り組みを行っています。

カ 訪問体制強化加算（１月につき１０００単位）

訪問サービスを担当する常勤の従業者を２名以上配置し、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が１月当たり２００回以上行っております。

キ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

利用者ごとのサービス総単位数に１４．６％を掛けて算出した額の１割から３割がご負担となります。

ク 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（１月につき１０単位）

・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っています。

・ 見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入するとともに、１年以内ごとに１回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行います。

４ その他の費用について

１ 食事の提供（食事代）	朝食：３４０円 昼食：５３０円 夕食：５２０円 おやつ：８０円
②宿泊に要する費用	１泊：２，５００円
③キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、ご連絡をいただいた時間に応じて、下記のとおり通りサービスの場合は昼食代（おやつ代を含む）、泊まりサービスの場合は昼食～翌日の朝食までの食事代の実費を請求させていただきます。 火曜日から日曜日までの通いサービス及び泊まりサービス ⇒前日の１４時までにご連絡の無い場合 月曜日の通いサービス及び泊まりサービス ⇒土曜の１４時までにご連絡の無い場合

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
④おむつ代	原則必要分を持参していただきますが、未持参時のみ実費を頂きます。
⑤理美容代	実費を頂きます。
⑥レクリエーション、外食	材料代等や飲食物にかかる実費を頂く場合があります。
⑦複写物の交付	ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を頂く場合があります。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 17 日までに利用者あてお届け（郵送）します。
1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 22 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）現金支払い （ウ）事業所指定口座への振り込み イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などの変更が行われる場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

(3) 介護支援専門員は利用者及び家族の意向を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」及び「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確

認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「居宅サービス計画(ケアプラン)」及び「(介護予防) 小規模多機能型居宅計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 小規模多機能型居宅介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 サービスご利用にあたっての留意事項

- (1) 体調やご気分が悪くなられたときはすみやかにお申し出ください。
- (2) 共有の施設設備は他の方の迷惑にならないようご利用をお願いします。
- (3) 当事業所内へのペットの持ち込みは禁止です。

8 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	白島 荘 荘長 村山 洋
虐待防止に関する担当者	ひねもす 管理者 三浦 陣平

- (4) 定期的に研修等を実施し、従業者の人權意識の向上や知識の技術の向上に努めます。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 成年後見制度の利用を推進します。

2 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 業務継続計画について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供

できる体制を構築するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、利用者等の感染症の予防及びまん延防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症対策の指針を整備します。
- (2) 感染症対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (3) 従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施します。

12 ハラスメント対策について

事業者は、利用者等によるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントの防止と対策のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントの防止と対策のために必要な措置を実施しています。
- (2) 従業者対してハラスメント防止と対策のための研修を実施します。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	1 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 2 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業所が管理する情報については、利用者

	の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

14 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治 医	主治医氏名	
	所属医療機関名称	
	所在地及び 電話番号	
家族 等	緊急連絡先の 家族氏名等	氏名： 続柄：
	住所及び 電話番号	住所：（〒 ） 電話番号：（自宅） （勤務先及び携帯）

15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村：箕面市健康福祉部 高齢福祉室 ０７２－７２７－９５０５

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	福祉事業者賠償責任保険

16 身分証携行義務

小規模多機能型居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17 心身の状況の把握

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 居宅サービス事業者等との連携

- 1 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当り、主治医、居宅サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービス提供の開始及びサービスの内容が変更された場合に際し、この重要事項説明に基づき作成する「居宅サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅サービス事業者に速やかに送付します。
- 3 サービス提供契約が終了した場合は、利用者および家族への適切な御案内を行うとともに、居宅介護支援事業者に関する情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- 1 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス利用中止の日から5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 河島 正博 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 春・秋）

21 協力医療機関、バックアップ施設について

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

また、非常災害時などはバックアップ施設として下記施設と連携体制を整備しています。

医療法人 ガラシア会 ガラシア病院	箕面市粟生間谷西6丁目14番1号 TEL 072-729-2345
医療法人 協和会 協和会病院	吹田市岸部北1丁目24番1号 TEL 06-6339-3455
特定医療法人沖縄徳洲会 吹田徳洲会病院	吹田市千里丘西21番1号 TEL 06-6878-1110
医療法人 IDC	箕面市稲五丁目2番40号

22 衛生管理等

1 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

2 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

23 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、東部地域包括支援センター職員、当事業所職員、有識者等

開 催： 隔月で開催。

会議録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

24 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏 名 長谷川 笑佳

(連絡先：白島荘小規模多機能型居宅介護「ひねもす」 電話072-729-6055)

(2) 提供予定の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

ご契約者の要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス利用	①小規模多機能型居宅介護			10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
	②介護予防小規模多機能型居宅介護費	3,450	6,972					
	③初期加算（30 日まで）	1 日当たり 30 単位						
	④認知症加算Ⅱ（該当者のみ）	1 ヶ月 890 単位						
	⑤認知症加算Ⅳ（該当者のみ）	1 ヶ月 460 単位						

用 単 位 数	⑥サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1ヶ月	350単位
	⑦総合マネジメント体制強化加算	1ヶ月	1200単位
	⑧訪問体制強化加算	1ヶ月	1000単位
	⑨生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1ヶ月	10単位
	⑩小計（①又は②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨）		
3. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	⑩	単位	$\times 14.6\% =$ 単位…⑪
3. 介護サービス利用料 （小数点以下切り捨て： ⑩+⑪単位 $\times 10.66$ 円）	（⑩+⑪） …⑫	単位	$\times 10.66円 =$ 円
4. 介護保険給付額 （⑫の9割）			円
介護保険給付額 （⑫の8割）			円
介護保険給付額 （⑫の7割）			円
5. サービス利用自己負担額（⑫の1割）			円
サービス利用自己負担額（⑫の2割）			円
サービス利用自己負担額（⑫の3割）			円
6. 宿泊費	1泊：2500円	$\times$	回 $=$ 円
7. 食事代	朝食：340円	$\times$	回 $=$ 円
	昼食：610円	$\times$	回 $=$ 円
	夕食：520円	$\times$	回 $=$ 円
	おやつ：80円	$\times$	回 $=$ 円

（3）一ヶ月当たりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額（上記表5+6+7の合計）	円
-------------------------	---

○このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

25 サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

1 提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 利用者等への周知徹底

・ 施設内への掲示、パンフレットの配布等により苦情解決責任者及び苦情受付担当者の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。

② 苦情の受付

利用者からの苦情は随時受け付けると共に、苦情受付簿を作成する

- ・ 苦情受付簿を作成後は速やかに苦情受付担当者へ申し送る
- ・ 苦情受付担当者は苦情を受け付け、事情を聴取すると共に苦情相談票を作成する。

③ 苦情受付の報告

- ・ 苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。

④ 苦情解決に向けての話し合い

- ・ 苦情解決責任者は、苦情申し出人との話し合いによる解決に努める

⑤ 苦情解決の記録、報告

・ 苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経過と結果について苦情相談処理報告書に記録。

- ・ 苦情解決責任者は苦情解決結果について、苦情申し出人に対して報告する。
- ・ また解決・改善までに時間がかかる場合には経過等について報告する

⑥ 苦情解決の公表

- ・ サービスの質や信頼性の向上をはかるために、必要に応じて市町村への報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 白島荘小規模多機能型居宅介護事業所 「ひねもす」	所在地 箕面市栗生新家三丁目12番5号 電話番号 072-729-6055 072-729-5571 受付時間 月～金曜 9時～17時30分 苦情解決責任者 村山 洋 苦情受付担当者 河島 正博
【市町村（保険者）の窓口①】 箕面市健康福祉部 地域福祉室 （苦情調整委員会）	所在地 箕面市萱野5丁目8-1 電話番号 072-727-9523 072-727-3539 受付時間 月～金曜9時00分～17時00分
【市町村（保険者）の窓口】 箕面市健康福祉部 広域福祉課	所在地 箕面市西小路4丁目6-1 電話番号 072-724-9539 072-724-3539 受付時間 月～金曜9時00分～17時00分
【公共団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5418 06-6949-5417 受付時間 月曜日から金曜日の 午前9時00分から午後5時00分
【公共団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 06-6191-5660 受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く） 午前10時00分から午後4時00分
【第三者委員】	氏 名 南 恵子 所 属 白島地区民生委員児童委員 電 話 072-721-4891 氏 名 西 尾 英 子 所 属 有識者 電 話 072-723-6507

26 提供するサービスの第三者評価の実施状況 有 ☐ 無

27 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約をする旨を申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者又はその家族等から、事業者もしくはサービス従業者に対し、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等（暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、写真や動画撮影等著しく常軌を逸脱する行為、その他厚生労働省で発表された参考資料に記載の行為）によって、相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

28 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年箕面市条例第19号）第92条第5項及び、箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年箕面市条例第20号）54条第5項の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
	法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	代表者名	理事長 行 松 英 明
		特別養護老人ホーム白島荘 荘 長 村 山 洋
	事業所名	白島荘小規模多機能型居宅介護事業所「ひねもす」 事業所管理者 三 浦 陣 平
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印